

海外大学・大学院卒業留学生の日本語学校卒業後の 就職活動継続に関する規制緩和

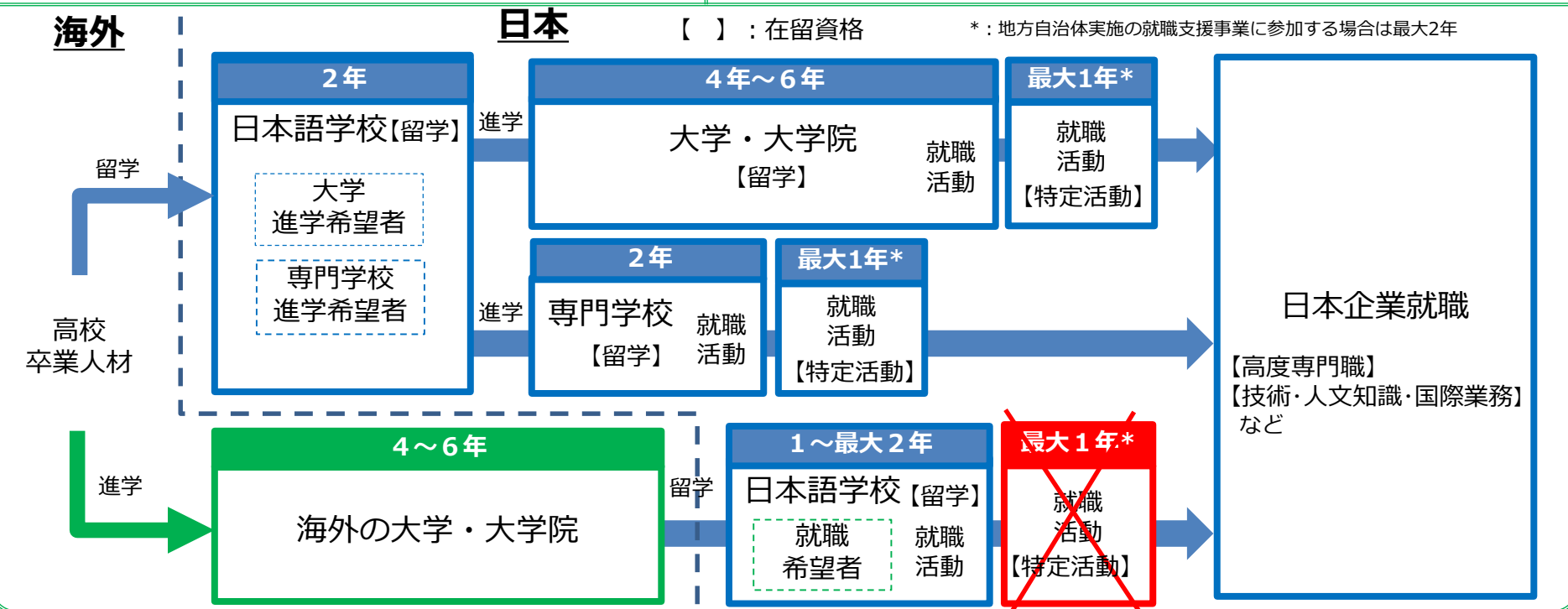
H31. 3. 27 北九州市提出
国家戦略特区ワーキンググループ資料
(H30. 8. 27区域会議資料より抜粋)

【背景】

〔未来投資戦略 2018〕 2-3. 外国人材の活用推進
高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図る。

【現状と課題】

○海外の大学・大学院を卒業後に日本での就職を目指して来日した留学生が、日本語学校卒業後に就職活動の継続を希望する場合、在留資格「特定活動」への切替えによる在留期間の延長は認められていない。
○日本語学校在学中に採用通知が得られなかった場合、「帰国」あるいは就職活動を継続するために「進学」している。



【規制緩和提案】

海外大学・大学院卒の留学生が、日本語学校卒業後も就職活動継続を希望する場合、日本の大学・大学院・専門学校卒の留学生と同様に、在籍校の推薦状を添えて入国管理局に申請すれば、在留資格を切替え、在留期間の延長を可能とする。

【効果】

- 日本での就職を目指して来日する優秀な外国人留学生の増加！
- 海外で「高度な専門性」、日本で「日本語力」を身につけた「高度外国人材」等の日本国内就職率の向上！
- 産業都市・北九州市における理工系エンジニア等求人企業と留学生の就職マッチング促進！

特定活動 9 大学等を卒業した留学生が、卒業後、「就職活動」を行うことを希望する場合

対象は、次のいずれかに該当する者となります。

1 継続就職活動大学生

在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の大学（短期大学及び大学院を含む。以下同じ。）を卒業した外国人（ただし、別科生、聴講生、科目等履修生及び研究生は含まない。）で、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うことを目的として本邦への在留を希望する者（高等専門学校を卒業した外国人についても同様とします。）

2 継続就職活動専門学校生

在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の専修学校専門課程において、専門士の称号を取得し、同課程を卒業した外国人で、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うことを目的として本邦への在留を希望する者のうち、当該専門課程における修得内容が「技術・人文知識・国際業務」等、就労に係るいずれかの在留資格に該当する活動と関連があると認められる者

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書 1 通
- 2 写真（縦4 c m×横3 c m） 1 葉
- 3 パスポート及び在留カード 提示
- 4 申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 適宜
- 5 身分を証する文書等（取次証明書、戸籍謄本等） 提示

継続就職活動大学生の場合

- 6 直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書 1 通
- 7 直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状 1 通
※推薦状の様式【PDF】
- 8 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料 適宜

継続就職活動専門学校生の場合

- 9 直前まで在籍していた専修学校の発行する専門士の称号を有することの証明書 1 通
- 10 直前まで在籍していた専修学校の卒業証書(写し)又は卒業証明書及び成績証明書 1 通
- 11 直前まで在籍していた専修学校による継続就職活動についての推薦状 1 通
※推薦状の様式【PDF】
- 12 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料 適宜
- 13 専門課程における修得内容の詳細を明らかにする資料 1 通

※このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。※

推 薦 状

平成 年 月 日

_____ 入国管理局長 殿

下記の者については，本校を卒業後，本邦において就職活動を行っており，就職活動を継続するに当たって，

1．資格外活動を行う場合には，許可される範囲内で資格外活動を行うこと，

2．その他日本国法令を遵守すること

を指導しており，就職活動を行うことを目的とする在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可・再入国許可を受けることが適当な者として推薦いたします。

記

氏 名

国 籍

住 所

生年月日 年 月 日生

推薦者

学校名 _____

印

（注）申請に当たっては，「在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可・再入国許可」のうち，該当しないものを二重線で消去してください。